

令和2年度第1回七戸町教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和2年4月23日(木) 午前9時28分
- 2 場 所 七戸庁舎 3階 大会議室
- 3 出席委員 教育長 附田道大、委員 山田典郎、同 山本貴子、同 附田由喜枝、同 菊池龍達
- 4 欠席委員 なし
- 5 職員氏名 学務課長 鳥谷部慎一郎、生涯学習課長 田中健一、中央公民館長 高田博範、南公民館長 高田美由紀、世界遺産対策室長 甲田美喜雄、学務課長補佐 中村大樹
- 6 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 傍聴人の制限について
 - 日程第4 報告第1号 令和2年度4月教育長等一般経過報告について
 - 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について
(令和元年度七戸町一般会計補正予算(第8号))
 - 日程第6 議案第1号 令和2年度学校評議員の委嘱につき同意を求めることについて
 - 日程第7 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について
 - 日程第8 議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う七戸町招致外国青年任用規則の制定について
 - 日程第9 議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について
 - 日程第10 議案第5号 七戸町非常勤講師設置要綱の制定について
 - 日程第11 議案第6号 七戸町小中学校における運動部活動の方針及び七戸町小中学校における文化部活動の方針について
 - 日程第12 その他 (1) 令和2年度教育委員会各課・館・室の事業概要説明
(2) その他
- 7 傍聴人 なし

教育長	<p>ただいまから令和2年度第1回七戸町教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>只今の出席者は5名で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。2番山田委員と4番附田委員を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定をいたします。会期は4月23日、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、会期は本日1日と決定します。</p> <p>日程第3、傍聴人の人数の制限についてお諮りします。</p> <p>会議場が狭いので、傍聴人の人数を七戸町教育委員会会議傍聴規則第3条の規定に基づき、6人に制限したいと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
教育長	<p>異議なしと認めます。よってそのように決定し、議事を進めます。</p> <p>日程第4、報告第1号「令和2年度4月教育長等一般経過報告について」を学務課長から説明願います。</p>
学務課長	<p>(報告第1号について、資料に基づき説明)</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p>

	(なしの声)
教育長	次に、日程第5、報告第2号「専決処分の報告について」（令和元年度七戸町一般会計補正予算（第8号））を学務課長から順次説明願います。
	(報告第2号について、学務課長、生涯学習課長、中央公民館長、南公民館長、中央図書館長、世界遺産対策室長の順に、資料に基づき説明)
教育長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	(なしの声)
教育長	次に、日程第6、議案第1号「令和2年度学校評議員の委嘱につき同意を求めることについて」を学務課長から説明願います。
学務課長	(議案第1号について、資料に基づき説明)
教育長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	(なしの声)
教育長	これより、議案第1号「令和2年度学校評議員の委嘱につき同意を求めることについて」を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
教育長	次に、日程第7、議案第2号「地方公務員法及び地方自治法の一部を

学務課長	<p>改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について」を学務課長から説明願います。</p> <p>(議案第2号について、資料に基づき説明)</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
教育長	<p>これより、議案第2号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について」を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
教育長	<p>次に、日程第8、議案第3号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う七戸町招致外国青年任用規則の制定について」を学務課長から説明願います。</p> <p>(議案第3号について、資料に基づき説明)</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
教育長	<p>これより、議案第3号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う七戸町招致外国青年任用規則の制定について」を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

	んか。
	(異議なしの声)
教育長	次に、日程第9、議案第4号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について」を学務課長から説明願います。
学務課長	(議案第4号について、資料に基づき説明)
教育長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	(なしの声)
教育長	これより、議案第4号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について」を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
教育長	次に、日程第10、議案第5号「七戸町非常勤講師設置要綱の制定について」を学務課長から説明願います。
学務課長	(議案第5号について、資料に基づき説明)
教育長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	(なしの声)

教育長	<p>これより、議案第5号「七戸町非常勤講師設置要綱の制定について」を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
教育長	<p>次に、日程第11、議案第6号「七戸町小中学校における運動部活動の方針及び七戸町小中学校における文化部活動の方針について」を学務課長から説明願います。</p>
学務課長	<p>(議案第6号について、資料に基づき説明)</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
教育長	<p>これより、議案第6号「七戸町小中学校における運動部活動の方針及び七戸町小中学校における文化部活動の方針について」を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
教育長	<p>次に、日程第12、「その他」に移ります。</p> <p>「令和2年度教育委員会各課・館・室の事業概要について」を学務課長から順次説明願います。</p> <p>(学務課長、生涯学習課長、中央公民館長、南公民館長、中央図書館長、世界遺産対策室長の順に、資料に基づき説明)</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>

	<p>質疑はございませんか。</p>
山田委員	<p>小中学校に設置するエアコン工事は、授業中に工事するのでしょうか。</p>
学務課長	<p>工事の騒音がありますので、休日、特に土曜日を主に工事を進めることにしていましたが、現在、新型コロナウイルスによる臨時休業期間を使って、室外機の管を通すなどの工事を早めており、6月末までに工事を完了できるよう進めています。</p>
山田委員	<p>このエアコンは、暖房としても使用するのですか。</p>
学務課長	<p>機器そのものは暖房機能が付いておりますが、冷房のみ使用していただいて、暖房については以前から使用している暖房器を使用することになります。</p>
教育長	<p>次に、その他連絡事項等について学務課長から説明を求めます。</p>
学務課長	<p>(その他連絡事項等について説明)</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、5月の定例・臨時教育委員会の日程について確認いたします。</p> <p>5月定例会を5月28日(木)9時30分から、5月臨時会を5月18日(月)9時30分からとします。</p> <p>以上で、本日予定された日程は全て終了しました。</p> <p>よって、本日の会議を閉会します。お疲れ様でした。</p> <p>午前10時19分終了</p>

以上の議事録は、学務課長補佐が記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するためにここに署名する。

2番 山田委員

4番 附田委員
